

福岡県公報

令和 8 年 5 月 22 日
第 696 号

目 次

告 示 (第364号 - 第373号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 3
- 特定都市河川流域における基準降雨の訂正告示 (河川整備課) 3
- 保安林指定施業要件の変更通知の掲示 (農山漁村振興課) 4
- 保安林指定施業要件の変更通知の掲示 (農山漁村振興課) 4

公 告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 5
- 落札者等の公示 (デジタル戦略推進課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 6
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 6
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 6

- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 6
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 6
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 8

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) 8
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) 10

告 示

福岡県告示第364号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------------|-----|-------|---|-------------------|--------------|
| 福 岡 県 道 | 福 岡 東 環 状 線 | | 前 | 糟屋郡粕屋町大字江辻998番1先から 糟屋郡粕屋町長者原東三丁目300番 5先まで | 6.9 ～ 32.3 | 2273.0 |
| | | | 前 | 糟屋郡粕屋町大字江辻1046番1先から 糟屋郡粕屋町大字仲原1845番6先まで | 25.0 ～ 55.0 | 2421.0 |
| | | | 後 | 糟屋郡粕屋町大字江辻998番1先から | 6.9 ～ | 2273.0 |

| | | | | | |
|--|--|---|--|-------------------|--------|
| | | | 糟屋郡粕屋町長者原東三丁目300番5先まで | 32.3 | |
| | | 後 | 糟屋郡粕屋町大字江辻1046番1先から 糟屋郡粕屋町大字仲原1845番6先まで | 25.0 ～ 55.0 | 2421.0 |

福岡県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年5月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年5月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------|---|
| 福岡 | 福岡東環状線 | 糟屋郡粕屋町大字江辻1046番1先から 糟屋郡粕屋町戸原西四丁目818番1先まで |

福岡県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年5月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-------|-------|--|-------------------|--------------|
| 那珂 | 県道 | 板付牛頸線 | 前 | 大野城市大字牛頸1170番2先から 大野城市大字牛頸1175番1先まで | 22.0 ～ 22.0 | 44.0 |

| | | | | | | |
|--|--|-----|---|--|-------------------|------|
| | | 筑紫野 | 後 | 大野城市大字牛頸1170番2先から 大野城市大字牛頸1175番1先まで | 22.0 ～ 29.6 | 44.0 |
|--|--|-----|---|--|-------------------|------|

福岡県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年5月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和8年5月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|--------------|--|
| 那珂 | 板付牛頸線 筑紫野 | 大野城市大字牛頸1170番2先から 大野城市大字牛頸1175番1先まで |

福岡県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年5月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|--------|------------------------|----------------|---------|--------|
| 大居376 | グループホームファミーユ | 大牟田市野添町20番地19 | R8・3・1 | 認共、予認共 |
| 八女居169 | 医療法人 城戸医院 デイサービスけやき | 八女市室岡字中道1099-2 | R8・1・20 | 認通、予認通 |

福岡県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年5月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-------|-------------|----------------|---------------|--------|
| 宗遠居16 | デイサービスひまわり館 | デイサービス ころもひまわり | 遠賀郡芦屋町中ノ浜8-18 | R8・1・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|---------------|---------------------|---------------|---------|
| 像居112 | クローバー宗像営業所 | 宗像市日の里一丁目28-105棟70号 | 宗像市日の里一丁目11-7 | R8・1・5 |
| 福津居57 | 訪問介護ステーション向日葵 | 福津市津丸1168-6-101 | 福津市手光1636-1 | R8・3・23 |

福岡県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和8年5月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------|-------------------|------------------|---------|
| 柳介46 | 川寄耳鼻咽喉科医院 | 柳川市上町1-3 | R8・3・31 |
| 柳介91 | やながわ星子クリニック | 柳川市三橋町柳河419-6 | R8・3・31 |
| 柳介45 | 中川歯科医院 | 柳川市三橋町下百町36-6 | R8・4・20 |
| 京介87 | 林歯科医院 | 築上郡吉富町大字小犬丸478-1 | R8・3・31 |
| 像支61 | ケアプランセンターラディアむなかた | 宗像市宮田二丁目9-1 | R8・3・31 |

福岡県告示第371号

特定都市河川流域における基準降雨（令和7年12月福岡県告示第688号）において、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定に係る国土交通省の告示番号に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和8年5月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（令和7年国土交通省告示第1084号）で指定された特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

特定都市河川流域（筑後川水系巨瀬川）における基準降雨

| 短時間降雨強度曲線 | | 県南ブロック | | 24時間総雨量：212.7mm | |
|-------------|-------|----------------------|----|------------------------|----------------|
| 降雨波形：中央集中型 | | 最大降雨強度（1時間）：67.0mm/h | | 最大降雨強度（10分間）：119.0mm/h | |
| 生起確率：10年に1度 | | | | | |
| 時 | 分 | 降雨強度 (mm/h) | 時 | 分 | 降雨強度 (mm/h) |
| 0 | 0-10 | 2.3 | 6 | 0-10 | 4.2 |
| | 10-20 | 2.3 | | 10-20 | 4.4 |
| | 20-30 | 2.3 | | 20-30 | 4.5 |
| | 30-40 | 2.4 | | 30-40 | 4.6 |
| | 40-50 | 2.4 | | 40-50 | 4.7 |
| | 50-60 | 2.4 | | 50-60 | 4.9 |
| 12 | 0-10 | 82.4 | 18 | 0-10 | 4.1 |
| | 10-20 | 52.6 | | 10-20 | 4.0 |
| | 20-30 | 38.8 | | 20-30 | 3.9 |
| | 30-40 | 30.7 | | 30-40 | 3.8 |
| | 40-50 | 25.4 | | 40-50 | 3.7 |
| | 50-60 | 21.7 | | 50-60 | 3.6 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-----|----|-------|-------|----|-------|------|----|-------|-----|
| 1 | 0-10 | 2.4 | 7 | 0-10 | 5.0 | 13 | 0-10 | 18.9 | 19 | 0-10 | 3.6 |
| | 10-20 | 2.5 | | 10-20 | 5.2 | | 10-20 | 16.8 | | 10-20 | 3.5 |
| | 20-30 | 2.5 | | 20-30 | 5.4 | | 20-30 | 15.1 | | 20-30 | 3.4 |
| | 30-40 | 2.6 | | 30-40 | 5.5 | | 30-40 | 13.7 | | 30-40 | 3.4 |
| | 40-50 | 2.6 | | 40-50 | 5.7 | | 40-50 | 12.5 | | 40-50 | 3.3 |
| | 50-60 | 2.6 | | 50-60 | 6.0 | | 50-60 | 11.6 | | 50-60 | 3.2 |
| 2 | 0-10 | 2.7 | 8 | 0-10 | 6.2 | 14 | 0-10 | 10.7 | 20 | 0-10 | 3.2 |
| | 10-20 | 2.7 | | 10-20 | 6.5 | | 10-20 | 10.0 | | 10-20 | 3.1 |
| | 20-30 | 2.7 | | 20-30 | 6.7 | | 20-30 | 9.4 | | 20-30 | 3.1 |
| | 30-40 | 2.8 | | 30-40 | 7.0 | | 30-40 | 8.9 | | 30-40 | 3.0 |
| | 40-50 | 2.8 | | 40-50 | 7.4 | | 40-50 | 8.4 | | 40-50 | 3.0 |
| | 50-60 | 2.9 | | 50-60 | 7.7 | | 50-60 | 7.9 | | 50-60 | 2.9 |
| 3 | 0-10 | 2.9 | 9 | 0-10 | 8.1 | 15 | 0-10 | 7.5 | 21 | 0-10 | 2.9 |
| | 10-20 | 3.0 | | 10-20 | 8.6 | | 10-20 | 7.2 | | 10-20 | 2.8 |
| | 20-30 | 3.0 | | 20-30 | 9.1 | | 20-30 | 6.9 | | 20-30 | 2.8 |
| | 30-40 | 3.1 | | 30-40 | 9.7 | | 30-40 | 6.6 | | 30-40 | 2.7 |
| | 40-50 | 3.1 | | 40-50 | 10.4 | | 40-50 | 6.3 | | 40-50 | 2.7 |
| | 50-60 | 3.2 | | 50-60 | 11.1 | | 50-60 | 6.1 | | 50-60 | 2.6 |
| 4 | 0-10 | 3.3 | 10 | 0-10 | 12.0 | 16 | 0-10 | 5.9 | 22 | 0-10 | 2.6 |
| | 10-20 | 3.3 | | 10-20 | 13.1 | | 10-20 | 5.6 | | 10-20 | 2.6 |
| | 20-30 | 3.4 | | 20-30 | 14.3 | | 20-30 | 5.5 | | 20-30 | 2.5 |
| | 30-40 | 3.5 | | 30-40 | 15.9 | | 30-40 | 5.3 | | 30-40 | 2.5 |
| | 40-50 | 3.5 | | 40-50 | 17.8 | | 40-50 | 5.1 | | 40-50 | 2.5 |
| | 50-60 | 3.6 | | 50-60 | 20.2 | | 50-60 | 4.9 | | 50-60 | 2.4 |
| 5 | 0-10 | 3.7 | 11 | 0-10 | 23.4 | 17 | 0-10 | 4.8 | 23 | 0-10 | 2.4 |
| | 10-20 | 3.8 | | 10-20 | 27.8 | | 10-20 | 4.7 | | 10-20 | 2.4 |
| | 20-30 | 3.8 | | 20-30 | 34.3 | | 20-30 | 4.5 | | 20-30 | 2.3 |
| | 30-40 | 3.9 | | 30-40 | 44.7 | | 30-40 | 4.4 | | 30-40 | 2.3 |
| | 40-50 | 4.0 | | 40-50 | 64.1 | | 40-50 | 4.3 | | 40-50 | 2.3 |
| | 50-60 | 4.1 | | 50-60 | 119.0 | | 50-60 | 4.2 | | 50-60 | 2.3 |

福岡県告示第372号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和 8 年 3 月農林水産省告示第466号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保

安林の属する上毛町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

上毛町役場

鬼木 誓、田中 榮三郎、田中 操、棕田 新九郎、篠原 岩次郎、御木 全一郎、鬼塚 周藏、篠原 泰藏、御木 策郎、櫛永 隆明、畑中 順吉、御木 コト、楠原 利作、前田 策郎、岸本 寒生、前田 小市、前田 瀧之助、楠本 晴治、楠本 兩太郎、楠本 晋、楠本 節藏、楠本 藤吉、楠本 凌、御木 久信、御木 助二郎、吉清水 清藏、吉清水 均、上杉 作太郎、楠原 庄一郎、川島 半治、川島 勇藏、岸本 隆藏、川島 傳十郎、川島 正一、楠本 重夫、楠本 正藏、有馬 忠、楠本 精一、楠原 庄之助、萩原 宇三郎、萩原 利藏、吉崎 辰巳、西畑 文刀、楠本 蕃、楠本 富藏、萩原 半、岸本 新之助、楠本 基十郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 8 年 3 月農林水産省告示第466号によること。

福岡県告示第373号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和 8 年 3 月農林水産省告示第467号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属するうきは市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

うきは市役所

小河 康倫、小河 孝幸、小河 房美

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 8 年 3 月農林水産省告示第 467 号によること。

公 告

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の決定（令和 8 年 4 月 21 日小郡市告示第 105 号）

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和 8 年 3 月 31 日小郡市告示第 55 号）

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
令和 8 年度情報システムアウトソーシング業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称

福岡県政策企画部デジタル戦略推進課

- (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
株式会社 QTnet
- (2) 住所
福岡市中央区天神一丁目 12 番 20 号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
222,256,100 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第 13 条 1 (c)(i) に該当

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|------------|-----------------|
| 古賀市小野土地改良区 | 令和 8 年 5 月 11 日 |

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|------------|-----------------|
| 雷山大溜池土地改良区 | 令和 8 年 5 月 11 日 |

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|---------------|-----------------|
| 飯塚市八木山地区土地改良区 | 令和 8 年 5 月 11 日 |

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|------------|-----------------|
| 久保白ダム土地改良区 | 令和 8 年 5 月 13 日 |

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|-----------------------------------|--|---------------------------------|
| 県営両筑第3地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し | 令和 8 年 5 月 22 日から 令和 8 年 6 月 19 日まで | 小郡市役所、朝倉市役所（本庁舎2階）、筑前町役場、大刀洗町役場 |

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|-----------------------------------|--|---------------------------------|
| 県営両筑第4地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し | 令和 8 年 5 月 22 日から 令和 8 年 6 月 19 日まで | 小郡市役所、朝倉市役所（本庁舎2階）、筑前町役場、大刀洗町役場 |

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|-----------------------------------|--|---------------------------------|
| 県営両筑第5地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し | 令和 8 年 5 月 22 日から 令和 8 年 6 月 19 日まで | 小郡市役所、朝倉市役所（本庁舎2階）、筑前町役場、大刀洗町役場 |

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|
| 県営両筑第6地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し | 令和 8 年 5 月 22 日から 令和 8 年 6 月 19 日まで | 小郡市役所、朝倉市役所（本庁舎 2 階）、筑前町役場、大刀洗町役場 |

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|
| 県営両筑第7地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し | 令和 8 年 5 月 22 日から 令和 8 年 6 月 19 日まで | 小郡市役所、朝倉市役所（本庁舎 2 階）、筑前町役場、大刀洗町役場 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市池田字外場3579番 1、3579番 2、3580番及び3596番 1 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市公園通り一丁目 9 - 3
医療法人やまとコールメディカル福岡
理事長 岩野 歩

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市久保字長崎1164番14、1164番15、1172番 3、1172番 8 から1172番13まで及び1172番16
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区香椎駅前一丁目17番28号
株式会社日本農林開発
代表取締役 大石 限

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市若葉台西三丁目27番 1 から27番10まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区平尾二丁目17番11号
ディー・アンド・エイチ株式会社
代表取締役 坂口 剛彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市三橋町柳河字村中586番1、586番2、587番6、590番1及び590番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市草木998番地1
株式会社平川燃料
代表取締役 平川 一幸

公安委員会**福岡県公安委員会告示第121号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県公安委員会

- 1 講習の区分
法第2条第1項第1号に係る警備業務
- 2 講習の種別、期日、時間及び場所
(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|-------------------------------------|---|---|
| 令和8年7月9日（木） から同年7月17日（金） までの間 | 午前9時30分から午後5時30分まで（ 4日目の講習は午後3時40分まで、5 日目と6日目の講習は午後4時35分ま で、最終日の講習は午後0時10分ま でとし、その後午後1時00分から修了考 査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三 丁目9番1号 福岡県警察警備員教育セ ンター |

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|--------------------------------------|---|---|
| 令和8年7月14日（火） から同年7月17日（金） までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（ 初日の講習は午後3時40分まで、最終 日の講習は午後0時10分までとし、そ の後午後1時00分から修了考査を実施 する。） | 北九州市門司区小森江三 丁目9番1号 福岡県警察警備員教育セ ンター |

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
36名
- (2) 追加取得講習
10名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務に係る 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務の区分に係る 2 級の検定（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 8 年 6 月 8 日（月）及び同年 6 月 9 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

(a) 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

(b) 履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1 級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000 円

イ 追加取得講習

23,000 円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず 5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

(5) 本講習は、法第 2 条第 1 項第 4 号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第 122 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第 2 条の規定により公示する。

令和 8 年 5 月 22 日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第 2 条第 1 項第 4 号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|--|---|---|
| 令和 8 年 7 月 9 日（木） から同年 7 月 13 日（月） 及び同年 7 月 16 日（木） 、同年 7 月 17 日（金） | 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（ 7 月 10 日の講習は午後 4 時 35 分まで、 最終日の講習は午後 0 時 10 分までとし 、その後午後 1 時 00 分から修了考査を 実施する。） | 北九州市門司区小森江三 丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育セ ンター |

(2) 追加取得講習

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|------|------|------|
| | | |

| | | |
|-----------------------------------|--|---|
| 令和 8 年 7 月 16 日（木）、同年 7 月 17 日（金） | 午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで（最終日の講習は、午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター |
|-----------------------------------|--|---|

3 受講定員

(1) 新規取得講習

6 名

(2) 追加取得講習

15 名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上の者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 8 年 6 月 8 日（月）及び同年 6 月 9 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付す

ること。

(イ) 4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面

a 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

34,000 円

イ 追加取得講習

10,000 円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5 枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第 2 条第 1 項第 1 号に係る講習と同時開催とする。